

令和5年4月28日開会

令和5年4月28日閉会

令和5年第2回 西予市議会臨時会会議録

西予市議会

第 1 日

4月28日（金曜日）

令和5年第2回西予市議会臨時会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 4月28日 | 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 1. 開 | 議 令和5年 4月28日 | 明 浜 支 所 長 | 池 田 い ず み |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦 |
| 1. 閉 | 会 令和5年 4月28日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| | 午前11時54分 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| | 9 番 山 本 英 明 | | |
| | 10 番 竹 崎 幸 仁 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 酒 井 信 也 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総 務 部 長 山 住 哲 司 | | |
| | 政 策 企 画 部 長 宇 都 宮 明 彦 | | |
| | 生 活 福 祉 部 長 兼 | | |
| | 福 祉 事 務 所 長 一 井 健 二 | | |
| | 産 業 部 長 和 氣 岩 男 | | |
| | 建 設 部 長 三 瀬 計 浩 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 浅 野 幸 彦 | | |
| | 会 計 管 理 者 岩 本 博 文 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(9番 山本英明、10番 竹崎幸仁)
- 2 会期の決定
(4月28日～4月28日 1日間)
- 3 行政報告について
- 4 承認第 1号 専決処分第1号の承認を求
めることについて
承認第 2号 専決処分第2号の承認を求
めることについて
承認第 3号 専決処分第3号の承認を求
めることについて
承認第 4号 専決処分第4号の承認を求
めることについて
- 5 議案第48号 令和5年度西予市一般会計
補正予算(第2号)
- 6 議案第49号 令和5年度西予市病院事業
会計補正予算(第1号)
- 7 発議第 4号 地域医療と西予市立病院等
の在り方調査特別委員会の
設置について
選任第 1号 地域医療と西予市立病院等
の在り方調査特別委員会委
員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 行政報告について
- 4 承認第 1 号 専決処分第 1 号の承認を求
めることについて
承認第 2 号 専決処分第 2 号の承認を求
めることについて
承認第 3 号 専決処分第 3 号の承認を求
めることについて
承認第 4 号 専決処分第 4 号の承認を求
めることについて
- 5 議案第 48 号 令和 5 年度西予市一般会計
補正予算（第 2 号）
- 6 議案第 49 号 令和 5 年度西予市病院事業
会計補正予算（第 1 号）
- 7 発議第 4 号 地域医療と西予市立病院等
の在り方調査特別委員会の
設置について
選任第 1 号 地域医療と西予市立病院等
の在り方調査特別委員会委
員の選任

開会 午前10時00分

○小玉議長

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和5年第2回西予市議会臨時会を開会いたします。

管家市長より今臨時会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和5年第2回西予市議会臨時会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和5年度が始まり約1カ月になります。地域づくり活動センターの運用が開始されるとともに、組織再編に伴う支所業務体制の見直しなど、新たな行政運営スタイルへの挑戦が始まりました。

現在のところ、おおむね順調な滑り出しということで、まずは安堵しているところですが、今後も市民目線での改善を重ねながら、安定した質の高い市民サービスの提供に努めてまいりたいと思います。

また、この後7名の新しい部長からの挨拶もありますけれども、新しい部長が7名誕生いたしました。今後とも皆様の御指導をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスにつきましては、全国的にも感染者数が徐々に増加する傾向にありまして、専門家組織からは第9波の懸念の声も上がっています。5月8日には季節性インフルエンザと同じ5類に分類され行動制限も大幅緩和となります。ゴールデンウィークも直前となり、各地の観光地、行楽地などは久しぶりに多くの人出も期待されるところでありますが、引き続き感染対策には最大限の御留意をいただきながら大型連休を満喫いただきたいと思います。

西予市におきましても、今日のはれんげまつりの前夜祭の花火大会、明日はれんげまつり、5月3日は朝霧湖マラソンと大型イベントを予定しております。県内外からの多くの方に本市を訪れていただき、活気とにぎわいが戻ってくることを念願するところであります。

さて、今回の臨時会でございますけれども、専決処分の承認4件、令和5年度一般会計補正予算

及び病院事業会計補正予算の合計6件を上程し、御審議をお願い申し上げます。

どうか慎重に御審議いただき、御承認、御決定賜りますようお願いをいたします。

また、本日の会議におきましては、市民病院、野村病院及びつくし苑の経営改革の取組につきまして行政報告の機会を設けていただいております。

このことにつきましては、市民の皆様からも心配や批判の声をいただいておりますが、一部誤解が生じている部分もあると感じております。

本日改めまして、事業申請の背景や経緯等につきまして説明を申し上げ、皆様の御理解をいただきたいと思っております。

以上、臨時会開会に当たりましての招集の挨拶といたします。

本日はよろしくようお願い申し上げます。

○小玉議長

次に、4月1日付の人事異動により、新たな部署へ異動、または新たに議会出席となりました部長級職員の自己紹介を自席にてお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

失礼いたします。今年度4月より医療介護部長を拝命いたしております浅野幸彦と申します。今後ともどうかよろしくをお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

教育部長を拝命いたしました谷口佳代と申します。御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

消防本部消防長の宇都宮です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

岩本会計管理者。

○岩本会計管理者

会計管理者の岩本博文です。どうぞよろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

池田明浜支所長。

○池田明浜支所長

明浜支所長の池田いずみでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

大野本野村支所長。

○大野本野村支所長

野村支所長を拝命いたしました大野本敦でございます。どうぞよろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中城城川支所長。

○中城城川支所長

城川支所長の中城多喜恵と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

藤井三瓶支所長。

○藤井三瓶支所長

三瓶支所長の藤井兼人です。よろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

片山議会事務局長。

○片山議会事務局長

議会事務局長の片山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小玉議長

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○小玉議長

まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、9 番山本英明君、10 番竹崎幸仁君の両名を指名いたします。

(日程 2)

○小玉議長

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日 1 日間といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

(日程 3)

○小玉議長

次に、日程第 3、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

それでは、議長の許可を得まして、市民病院、野村病院及びつくし苑の経営改革を実現するために、総務省が進める公立病院医療提供体制確保支援事業について、行政報告を申し上げます。

本事業につきましては、既に広報等でお知らせをしておりますとおり、去る 3 月 31 日付で総務省から事業の支援対象の決定通知をいただきました。

これを受けまして、本日、補正予算を上程し、補正予算成立後は、支援事業者である公益社団法人地域医療振興協会と協議しながら、本市における地域医療福祉の在り方、施設の運営及び経営について調査・分析を行い、経営改革に取り組みたいと考えております。

今回の事業申請については、一部市民の方々が反対の立場で組織を立ち上げられ、本事業及び市行政に対し、ビラの配布などを通じて様々な批判をされていますが、一部誤解や思い込みもあるように感じております。

今回、この機会を得まして、申請に至る背景について申し上げ、市民の皆様の御理解をいただきたいと思います。

まず申し上げておかなければならないことは、今回の事業申請は、市民病院、野村病院及びつくし苑の 3 施設を存続させ、将来にわたり地域医療

福祉を守るための方法を検討するために行ったものであることを御理解いただきたいと思ひます。

また、指定管理に移行することを施設を民間移譲するかのように捉えられている方もいらっしゃるようですが、指定管理とは、市の公共施設としての位置づけは変わることなく、民間事業者や法人等にその経営ノウハウを生かして、効率的に施設の運営や経営を行わせるもので、市の条例や規則、その範囲の中で、市の一定の管理のもとで運営する制度です。市が責任を放棄して丸投げするようなものでは決してありませんので、その点についても御理解をお願いいたします。

私は、市民の皆様が地域で安心して生活していただくためには、身近なところで医療を受けられる環境、教育を受けられる環境、生活するための収入が得られる場所や仕事があることの3つが重要と考えております。中でも医療の安心が最も重要であると考えております。手術や入院が必要となるような救急医療がいつでも受けられる体制を市内で維持・確保できるということは、地域に暮らし続ける上で大きな安心につながると思っております。

しかしながら、医師、看護師等の医療従事者の確保が現在一段と厳しさを増し、人口減少が急速に進む現状では、市民病院と野村病院がそれぞれ二次救急の機能を維持すること、これは困難となってまいりました。

さらに、来年度から医師の働き方改革が始まります。これに伴いまして、時間外労働時間の上限規制が設けられることから、ますます医師の配置、確保が難しくなっております。

こうした状況を踏まえて、市では、市民病院へ二次救急の集約を目指し、市民病院及び野村病院と協議を行い、人材の確保に努めながら、限られた医療資源で体制を整えようと進めておりましたが、本年4月からの集約についても再延期することになりました。

その理由としては、私の力不足も含め、先ほど申し上げたように、年々医師、看護師などの医療従事者の確保が困難になっていることが挙げられますが、二次救急集約の協議を進める中で、両病院の連携による運営体制の構築ができなかったことも原因の一つではないかと感じたところであります。

また、当市が厳しい財政状況にあることは、これまで申し上げてまいりました。当市では、医療介護施設に対して、近年は3施設の合計で年間約10億円を繰り出すようになっており、その約3億円は地方交付税で措置されない純粋な一般財源であり、この傾向は年々増大しております。このままの経営であれば、医業収入が伸び悩む一方で、費用は増大し、経常的な大幅赤字が続く可能性が高く、将来的にも一般財源で対応しなければならない繰出金もさらに増加する見込みとなっております。

企業会計は独立採算制が原則でありますけれども、地域医療福祉を維持するためには一定程度の負担が生じることはやむを得ません。現状程度の一般財源の繰り出しの範囲であれば問題とする必要はないと考えております。

しかし、今後さらにその額が増えるようになると、他の行政サービスへの影響も懸念されることとなります。

年々深刻化するこのような課題を解決するためには、3施設の経営の一本化を含む改革と医師等の人材確保が必要です。

これが実現できなければ、将来的に、両病院、つくし苑を維持することができないと思ひ、その対策に取り組んでいる中で、今回の支援事業に触れる機会がありました。

この事業で支援をいただく地域医療振興協会は、昭和61年に自治医科大学出身の医師を中心に設立された法人で「いついかなる時でも医療を受けられる安心を、すべての地域の方々にお届けしたい」という信念のもと、病院、診療所及び老健施設など、全国で83施設を運営されており、そのうちの66施設は自治体からの指定管理を受けられたものであります。

また、経営的にも年間の医業売上げで1500億円を超え、純利益では180億円を超えるという、国内でも上位トップテンに入る有数の医療法人です。

そうした僻地医療や指定管理による施設運営の実績も多くあることを踏まえ、熟慮した結果、地域医療振興協会であれば、経営改善の助言や経営面の支援を行っていただけると確信し、申請に至ったものであります。

これまで職員説明会を各施設で2回、住民説明

会を旧町ごとに1回、計11回の説明会を開催し、各施設の現状や今後の見通し、申請の経緯について説明をいたしました。それぞれの会場で、申請の説明が突然であったことや民営化に対する不安、職員の処遇に関して厳しい御意見をいただきました。

これらにつきましては、反省すべき点は深く反省するとともに、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

また、職員の処遇問題は重要であり、不安を感じていることも十分に理解しております。その不安を解消できるよう、職員の意見を聞きながら処遇条件の配慮について最大限の努力をいたします。

それと同時に、市民の皆様や関係する職員の方々におかれましても、当市の医療福祉を取り巻く環境の中で、これからの市民病院、野村病院、つくし苑がどのように機能分担し、それぞれの役割を果たしていくべきか、それらが連携して、効率的に運営するためにはどのような経営形態が最も望ましいのかお考えをいただきたいと思っております。

3施設の連携の在り方及び経営改革については、副市長を筆頭に、各施設の幹部及び各部門の代表者で構成する合同の検討委員会を立ち上げ、事業の進捗状況の共有をしながら、改革に向けた検討を行い、事業に対する意見や独自の提言もいただくよう考えております。

これまで繰り返し説明させていただいておりますが、今後、協会と事業に係る協定を締結しますが、これをもって指定管理制度の導入が決定するものではありません。

今後、経営改革支援に関わる実施計画の作成を進める、その過程において、市民の声、現場の声を聞きながら、協会と経営形態に関する協議を重ね、最短で令和6年3月をめどに、指定管理制度へ移行するかしないかを判断し、最終的に議会の判断を仰ぎたいと考えております。

今は何とかなっていない、そう遠くない将来のことを考えれば、病院等の経営改革は避けては通れません。その手法は様々ありますが、私は、現時点において、安定的な病院施設等の経営を実現させ、将来にわたり地域医療福祉を守るためには、地域医療振興協会による指定管理が最善と考えております。

医師の確保について御心配の声も上がっておりますけれども、この点につきましては、これまでと同様、私自身が県及び大学等に対し、派遣のお願いをしまっている所存であり、協会が指定管理となれば、共に足を運び、派遣を得られるよう協力し、全力で取り組む考えであります。

最も大きな問題、解決すべき課題は、二次救急を含め、市民の安全と安心な生活を守るため、地域医療福祉などをどのように守っていけばいいのかということでもあります。

今後も市民の皆様や職員への丁寧な説明、意見交換を重ね、西予市の地域医療福祉の維持確保のため最善の方法を導きたいと考えております。

議員各位におかれましても御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○小玉議長

以上で報告は終わりました。

(日程4)

○小玉議長

次に、日程第4、承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて」から承認第4号「専決処分第4号の承認を求めることについて」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第1号は、令和4年度西予市一般会計補正予算(第13号)について、専決処分の承認を求めるものであります。

その内容でございますが、3月下旬に確定する生活保護費の医療扶助費において、被保護者の医療機関への受診件数が増えたことにより扶助額が増加し、予算に不足が生じたことから、民生費の法定受託事務である生活保護扶助事業において、医療扶助費2764万円を計上いたしました。事業の財源につきましては、国庫支出金である扶助費等国庫負担金及び財政調整基金繰入金を計上し収支均衡を図っております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2764 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 343 億 8549 万 2000 円といたしました。

今回、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき専決処分し、同条第 3 項の規定により議会に報告するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

承認第 2 号「専決処分第 2 号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第 2 号は、西予市税条例の一部を改正する条例制定について、専決処分の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が、一部のものを除き、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことによるものでございます。

主な改正内容ですが、個人市民税につきましては、免税対象飼育牛の売却による事業所得について、個人住民税所得割を課さない特例措置が令和 9 年度まで延長されたことに伴い、所要の整備を行っております。また、優良な住宅地の供給と公的な土地の取得に資すると認められている土地等の譲渡に係る特例措置につきましても、令和 8 年度まで延長されたことから所要の整備を行っております。

固定資産税につきましては、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を施したマンションにつきまして、工事が完了した翌年度の固定資産税額を減額する特例措置を行うものであります。また、平成 30 年 7 月豪雨により、住宅等が滅失または損壊した被災者の負担を軽減し、生活再建の支援を図るため、固定資産税に係る特例措置の適用期間を令和 6 年度分まで延長しております。

軽自動車税につきましては、厳しい物価高と納期延長化に直面する消費者の負担増を踏まえ、現行制度を 2023 年末まで据え置くとともに、より

環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、種別割のグリーン化特例が 3 年延長されました。

その他、令和 6 年度から、国内に住所を有する個人に対して、森林環境税が 1 人年額 1,000 円課税されることとなるため、国税ではありますが、市民税と合わせて賦課、徴収する必要があることから、本条例におきましても所要の整備を行うものでございます。

続きまして、承認第 3 号「専決処分第 3 号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第 3 号は、西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 5 年 2 月 1 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことによるものであります。

今回の改正につきましては、令和 5 年度税制改正の大綱に基づき、国民健康保険税の後期高齢者支援金に係る課税限度額を 20 万円から 22 万円へ引き上げるとともに、低所得者に対する国民健康保険税を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準を 28 万 5000 円から 29 万円に、2 割軽減の基準を 52 万円から 53 万 5000 円にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上 2 件、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

承認第 4 号「専決処分第 4 号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第 4 号は、令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

その内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、国の方針である特例臨時接種の実施期間延長に対し、令和 5 年度当初からの速やかな接種体制整備が必要となり、衛生費の予防接種事業において、ワクチン接種に係る医療機関との接種業務委託に要する経費など 1 億

6607 万 1000 円を計上し、また、予防接種事業に係る会計年度任用職員給与等において、事業推進を図るための同職員の任用に要する経費 283 万 1000 円を計上いたしました。各事業の財源につきましては、国庫支出金である新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を計上し収支均衡を図っております。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 6890 万 2000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 286 億 3890 万 2000 円といたしました。

今回、これらの必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき専決処分し、同条第 3 項の規定により議会に報告するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 4 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第 1 号から承認第 4 号までの 4 件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認め、承認第 1 号から承認第 4 号までの 4 件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより承認第 1 号から承認第 4 号までの 4 件を一括して採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○小玉議長

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

承認第 1 号「専決処分第 1 号の承認を求めることについて」から承認第 4 号「専決処分第 4 号の承認を求めることについて」までの 4 件は原案のとおり承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

承認第 1 号「専決処分第 1 号の承認を求めることについて」以下 4 件は賛成多数によって承認となりました。

（日程 5）

○小玉議長

次に、日程第 5、議案第 48 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 48 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、国における物価高騰対策関連の追加の予算化に伴い、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の経費のほか、公立病院医療提供体制確保支援事業に関する経費を計上するものであります。

それでは、その内容について、予算書の款別に御説明いたします。

民生費において、新型コロナウイルス感染症対策事業（社会福祉費）では、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯に対しての支援策を講じるもので、同世帯に対し、1 世帯当たり 3 万円を給付することとし、給付に要する事務費を加え 2 億 1452 万 5000 円を計上い

たしております。また、会計年度任用職員給与費では、当事業推進のため、会計年度任用職員を任用するための経費 76 万 1000 円を計上するものがあります。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、食費や生活用品等の物価高騰の影響を受ける低所得者の子育て世帯に対しての支援策を講じるもので、18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円を給付することとし、給付に要する事務費を加え 3765 万 1000 円を計上いたしております。

続いて、衛生費において、西予市民病院事業会計繰出事業では、公立病院医療提供体制確保事業における国の事業採択を受け、本市病院事業会計予算に計上します事業経費に対しまして、繰出金 666 万 9000 円を計上するものであります。

各事業の財源につきましては、国庫支出金として、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び事務費国庫補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、財政調整基金繰入金を計上し収支均衡を図っております。

これらによりまして、当初予算に専決予算を加えました補正予算第 1 号の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 5960 万 6000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 288 億 9850 万 8000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 48 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認め、議案第 48 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより議案第 48 号を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 48 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 48 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」は賛成多数により可決となりました。

（日程 6）

○小玉議長

次に、日程第 6、議案第 49 号「令和 5 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

議案第 49 号「令和 5 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、公立病院医療提供体制確保支援事業につきまして、3 月 31 日に事業の支援対象の決定の通知があったことに伴いまして、公益社団法人地域医療振興協会と事業の協定締結と今後の経営改革の実施計画の策定を委託するための契約の締結を行うための経費を計上するものでございます。

第 2 条収益的収入及び支出の補正につきましては、医業外収益として他会計補助金を 666 万 9000 円増額し、病院事業収益の総額を 39 億 6765 万 1000 円といたしております。

支出につきましては、医業費用として総務省及び地域医療振興協会と協議するための経費や実施計画策定の委託料として合計 666 万 9000 円を増額し、病院事業費用の総額を 46 億 248 万 7000 円とするものです。

その他、第3条他会計からの補助金に医療提供体制確保支援事業補助金 666 万 9000 円を追加するものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子議員。

○2番宇都宮久見子君

医療提供体制確保支援事業により、地域医療振興協会へ策定を委託する実施計画の内容とはどのようなものかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの質問にお答えいたします。

医療提供体制の実施計画の内容のお問い合わせだと思います。

まずは、医療費の状況や介護費の状況等の外部環境調査、病院、診療分析の内部環境調査を行います。その調査結果をもとに、市民病院、野村病院、つくし苑の各施設の病床機能や機能分化、連携強化、経営の効率化、人材の確保の方法を示した上で、指定管理者制度を導入した場合の収支シミュレーションを作成する内容になるものと考えております。

ただし、先ほど市長が行政報告の中で申し上げましたとおり、各施設の幹部及び各部門の代表者で構成する合同の検討組織においても改革に向けた検討を並行して行うことといたしております。その検討内容や議員の皆様、市民の皆様の御意見を踏まえながら地域医療振興協会と協議を重ねてまいりますので、状況によっては一部内容を変更する場合もあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

検討組織での検討や市民の方々の意見は非常に重要になってくると思いますのでよろしく願いいたしたいと思います。

そこで、実施計画を含め、本事業に関する住民周知の方法、スケジュールはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま宇都宮議員から御質問のありました住民周知についてでございますけれども、広報、そしてホームページを通じて市民の皆様へ情報提供を行いたいと思いますし、大きな節目に当たっては、住民説明会を開催させていただきたい、そういうことを通じて丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

また、実施計画そのものができましたら、パブリックコメントを実施して、広く市民の皆様の御意見をお伺いしたいと、そのように考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

先ほど市長の報告もありましたが、その中で、実施計画で、指定管理者制度の導入についてシミュレーションを行うとのことでありましたが、それとは別に、各施設の幹部及び各部門の代表者で構成する合同の検討組織から、指定管理者以外の運営方法が提案された場合、どのような対応をされるのか、それが1点。

もう1点あります。指定管理者制度の導入の可否についての判断ですが、最短で令和6年3月、来年の3月をめどということになっております。

ただ、今の状態で、医師、それから看護師、また職員の皆さんの処遇条件の問題、これはかなり大きな問題になっておりますが、それと市民の皆さんからの納得が得られるのか、とても心配されます。そのために判断期限が延びることがあるのか。また、場合によっては指定管理を見送る可能性があるのかお尋ねしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま宇都宮俊文議員から2点について御質問がありました。

まず、指定管理以外の運営方法が提案された場合どのように対応を考えているのかというような第1問の趣旨であったような気がするんですけども、先ほど行政報告で申し上げましたとおり、現時点においては、安定的な経営をするためには、将来にわたって地域医療福祉というものを守るためには、地域医療振興協会による指定管理制度が、私自身としては最善と考えております。ただし、合同の検討組織から3施設の連携の在り方とか、そして、経営改革について、指定管理者以外の方法を御提案いただいて、それが有効、今後ずっと続けられるものであるというようなことが認められる場合は、必ずしも指定管理にはこだわることではないのではなかろうかなと思っております。

3施設の合同での検討委員会や各方面からの積極的な経営改革に対する御意見、そして御提案をいただきまして、市民の皆さんで、特に、市民の皆さんで、西予市の将来の医療福祉を維持、またそれが、市民にとっても頼りになる医療福祉の施設となる、そういう方法を考えていただきたいなと私は今思っているところでございます。

2点目では、判断の期限が延びたり、また、指定管理の導入を見送る可能性、それで先ほど最短で令和6年3月というようなことも申しましたので、そのことに関しての御質問であったと思うんですけども、経営形態の見直しに関する実施計画を策定する中で、先ほども申し上げましたけれども、3施設合同の検討委員会で検討いたします。その検討の時間が予想以上に長くなったり、また、現場や市民の皆様の理解が本当に十分に得られな

い場合は、判断の期間は延びるのであるかと思っております。そこら辺りは丁重に行いたいと思っております。

また、報告でも申しましたけれども、二次救急の市民病院の集約、それと医師、看護師等を、医師、看護師だけではなく、医療、例えば薬剤師さんとか、いろんな分野で不足しております。そういう医療従事者の確保、そして、将来にわたって3つの施設を維持する等の、このことがやはり市民の安心安全な生活につながると思っておりますので、この条件や、そういうものができ、そして、この移譲するために必要な条件として、先ほども言いましたけれども、それと職員の処遇条件が著しく今の条件と乖離するというような場合は導入というのは困難ではなかろうかなと思っております。

そして、協会から3施設の状況を協会なりに分析をされて、そして、協会で運営ができないという判断がある場合もあるのではなかろうかな。その場合は、もう指定管理制度の導入は見送ることになると思っております。

3施設を維持するために、何度も言いますけれども、地域の医療福祉を守るために経営の改革というものは避けて通れないものであると思っております。その中で検討をさせていただきたいと、そのように思っているところであります。

以上であります。

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

兵頭学君。

○16 番兵頭学君

先ほどの行政報告にもありましたが、指定管理者制度の導入によって、医療サービスの低下や病院が閉院するのではないかといった心配をされている一部の市民の方がいると聞き及んでおります。

このようなことが起こる可能性があるのかをお聞きしますことと、もう1点、病院等の経営を公益社団法人地域医療振興協会に委ねることで期待される効果をお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

先ほど兵頭議員から指定管理制度導入によって、病院が閉院するのではなからうかというような声を聞くという、そういった心配をしている市民の方がおられる、その可能性があるのかというような御質問でありましたけれども、このことにつきましては、一部の市民の方から、民営化をすればさらに経営が悪化するとか、市は医療や福祉を投げ出すのではないかというような声があるということは、私も承知をいたしております。

医療従事者不足によるものと民間経営による採算重視によって病院の閉鎖を懸念されているということではないかと私は推測をいたしておりますが、医療の従事者の確保につきましては、報告にも言いましたように、今までも努力をしてきたつもりであります。しかしながら、全国的に医療従事者、特に地方への医療従事者が不足しているというのも現実であります。その中で市では、今、頼りにしているのが、県とそして、大学であります。その中でお願いをしているわけですが、これも限界に近づきつつあります。今の現状配置をしていただいているのを維持するのがどうか、そして年によっては維持ができないときもあるというような心配をしているところでもあります。

このことにつきましては、私も引き続き、指定管理と仮になったとしても、関係機関へのお願いは行きますし、そして、指定管理に、例えば協会がなっていたら、協会の方も一緒に行っていていただいてその力を借りたいと思っております。この力を借りることによって、医療従事者の確保、そして医療サービスの向上というものにつながるのではないかなと思っております。

協会は、先ほども申しましたけれども、数多くの施設を運営されております。経営上のノウハウの蓄積やこの多くの施設をネットワークで結びながら、協会内での情報交換により合理的な経営をされておまして、短期的な人員不足においては、相互の補完、ある程度余裕のあるところから困っているところへの短期的な職員の派遣なんかもされている実績を聞いております。

それと私これ地域医療振興協会のパンフレットを持っておるんですけれども、これを何回も読み

ましたけれども、その中で、研修制度というものは充実しているなというふうに感じました。職員のスキルアップ、それにつながることによって、職員一人ひとりの意識改革と高い医療サービスの提供、そして離職率の低下というものが実践されていることも読み取りました。

病院が閉鎖されるかのような声もあるということですが、市として、指定管理制度を導入する条件といたしまして、3施設を維持するということは絶対的条件としてあげますので、病院が閉鎖されることはありません。指定管理制度につきましては、公設民営という経営形態であり、市の一定の管理のもとで運営し、施設の効率的な運営や経営が行われます。決して医療や福祉を市は投げ出すものではありません。むしろ市の将来の地域医療福祉を守る手段として検討していたところでもありますので、その点については御理解をいただきたいなど、そのように思っております。

それと、協会に運営、経営を委ねた場合に期待される効果ということも2点目に御質問があったと思いますけれども、これは、先ほども申しましたように、全国規模で83の施設を運営され、協会内で様々な情報の交換、意見交換がなされておまして、例えば医療機器の導入について、自分のところではこういうものがあつたよとか、こういう安価なものがあつたよとか、そういう情報なんかでもできるやに聞いておりますし、そういう会が定期的にあるということも聞いてます。そういう相談や経営ができるということが大きな効果があるのではなからうかなと思います。

また、つくし苑につきましては、野村病院と同一敷地内にあるという施設の配置を活用し、在宅支援と医療を結びつけること、これができる重要な施設であります。よく地域包括ケアという言葉をお聞きになられると思いますが、この地域包括ケアにより、野城地区の医療福祉を担わなければならないと思います。

そのためには、経営や情報管理の一元化というものは、私は必須ではなからうかなと思います。一体的な運営によりまして、二次救急と一般医療と急性期を含む入院医療は市民病院で行っていただき、そして、野村病院は、亜急性期、回復期の入院治療を担い、つくし苑は、医療を含む在宅サービスの支援があれば、地域で生活できる人を支

える施設として機能させていただきたいなど、そのように思っているところであります。

協会では研修制度が、先ほどもちょっと言いましたけれども、充実しております、職員一人ひとりの意識改革、そして、質の高い医療・介護サービスの提供が実現できると考えております。それと、これまで一般行政職員が担っておりました医療事務については、今、2年に1回医療の診療報酬が変わり、それに伴って、何年間に1回は医療の制度も微調整をされている現状がございます。このように変化する医療制度の対応に現場は大変苦慮しているところでありますが、専門的な知識を持つ職員がそういう事務局の事務を担うことによりまして、この医療施策や診療報酬改定に迅速に対応をすることができる、これも一つの強みではなかろうかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

2点質問をさせていただいたらと思います。

最初に市長からの報告の中にもありましたし、宇都宮俊文議員の質疑の中にもありましたが、来年、令和6年3月にいろいろ市民の判断を仰ぎたいというふうな説明だったと思いますが、その説明の中では、市の広報とか、あるいはパブリックコメントなどによって市民の理解に努めたいという答弁がありました。そうすると、順調にいけば、それらを踏まえて、議会に対してはどのような手続を踏んでいかれるのか、いつどういう手続を踏まれるのか、3月議会なのか6月議会なのか、どういう手続を踏んでいかれるのかということ。

そして、2点目としましては、ささいなことですけれども、予算書の12ページに、医療提供体制確保支援業務委託料500万円とありますが、これは先ほど来、地域医療振興協会へ委託すると、その中身についても宇都宮久見子議員から質問がありました。この500万円、委託費の変更増減による契約の増減に対応して、国の補助というのは弾力的にいろいろ追隨して補助が受けられるようになっているのかどうか。この500万円のうち

400万円が交付税だと先ほど来聞いておりますが、それは弾力的な対応をとっていただけるようになっているのかどうか、この2点についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

中村議員からの御質問につきまして、指定管理の関係、それと、こちら予算の関係出ましたけれども繰り出しの関係もございまして私からお答えをさせていただきます。

今後の予定でございますけれども、来年、令和6年3月をめどにということでは先ほど来御説明させていただいております。それに伴います議会との関係のものになります。現在の最短の予定と言いますと、本年12月を一つのめどとして、指定管理制度に病院、つくし苑が導入できるかどうかという形の条例改正をまず上程をさせていただきたいというふうに考えております。その上で、協会と今後進めていきます実施計画が策定できましたら、それを踏まえた上で、来年の3月には指定管理の議案の上程、そこで議会の御判断を仰ぐということになるかと考えております。

続きまして、予算の関係でございますけれども、今回の公立病院医療提供体制確保支援事業でございますけれども、この財源措置につきましては、国のほうでは特別交付税で措置するというところでお聞きをしております。事業費に対しまして約80%の交付税措置ということでございます。内容については今後、協会と協議をしまして実際の額等も固まってこようかと思っております。また事業の進捗によりましては変更等もございまして、それらにつきましては、国のほうと協議を行って交付税措置額についての調整はすることになるかと考えております。後年度におきましてもこの事業に関係する部分で、この交付税措置される部分の該当する部分における支出が伴う契約等が発生しましたら、国と協議を行った上で適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

二次救急の集約ということについてお尋ねいたします。

今回の実施計画の策定ということにおいては、当然のことながら、二次救急の集約ということが前提条件になってくるだろうと思われまいますが、現状両病院の医師、看護師の確保のことについての現状と課題について市はどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

中村一雅議員から御質問がありました二次救急をする上での今の現状ということの御質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。

まず、市民病院においては、県から派遣していただいております自治医科大卒業生の方の配置や愛媛大学の卒業生、また地域枠に頼っております。そして、野村病院では、内科が少ない人数で、当直体制外科系につきましては、整形外科の医師1名ということで、二次救急対応、今交互にやっておりますけれども、影響が出ている状況であります。

そして、先ほども申しましたけれども、2024年度からの医師の働き方改革が始まります。これは超過勤務の時間が影響します。そして、時々大学とかから応援に来ていただく方の働き方にも影響が出ますし、いろんな私どもの病院以外にも、その医師確保という部分につきましては、大変苦慮されている。それだけ医師を確保したいということで競争が激しくなるということになってくると思っております。

今も医師の確保につきましては、昨年も西予市民病院で勤務いただいて、過去に勤務していただいた経験のある方に何人か訪問をいたしまして、こちらへ帰っていただくことできませんかというようなお願いも伺ったり、派遣していただいている愛媛大学とか、岡山大学の教室にも出向きまして、より一層の派遣というものをお願いしてまいりました。そして、愛媛県にも同様に、例えば、

整形のお医者さんを今1名のところを2名にしてほしいとか、そういう具体的な内容も含めてお願いにまいりました。しかし、大学自体も、先ほど言いましたようなことも含めて、働き方改革も含めて医師が不足しておられて差配も大変だという実態も、私もここ数年訪問する中でひしひしと感じておるところであります。

看護師さんの確保につきましては、県内の養成機関にお願いに行ったり、愛媛県の看護協会へ訪問したり、また、市独自の奨学金制度の見直し、利用しやすいような見直しなんかもして確保に努めて、新規の分は目標には達しませんけれども、ある程度の一定量の採用は確保できるんですけども、定年退職者の方の補充とか、途中で退職される方がありまして、慢性的に看護師不足の状況であります。さらに、医師、看護師さんにおきましては、年齢層が結構高くなっており、若手の医療従事者の確保というのとバランスのとれた年齢構成というものが課題となっております。

年々状況が厳しくなる中で、行政だけの対応というのは、先ほどから申し上げておりますが、限界を感じております。職場環境の充実とそこで働いていただく職員の方の個々のスキルの向上など、そのことによります働きがい、その場所での働きがいというものをつくるのが重要であると思っております。

再三の話になりますけれども、全国規模の組織である協会であれば、そういう研修制度も充実していることから、そういう働き方の改革につながるのではなかろうかなということを私は考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

管家市長自ら医師、看護師の確保に向けて動かれておられる、努力されておられるということについては、御答弁いただき理解をいたしました。

二次救急の集約ということに関しましては、宇和、野村のみならず三瓶においても非常に重要な問題と認識しております。三瓶地区は、現在八幡浜地区消防組合に第3分署をお願いしております、八幡浜市民病院に救急外来を運んでいただく

ということがほぼということになってございますけれども、令和7年4月1日をめぐり西予市消防に移管されるということに予定されておりますので、それまでに二次救急の集約をしていただかないと、三瓶の住民が野村に救急で運ばれるということも可能性としてあるのかなというふうに考えております。

この二次救急について、西予市広いんですけども、医師、看護師を確保することは限界に近いという、先ほど管家市長の答弁ございましたけれども、二次救急を西予市内でなぜやらないといけないのかというその根拠についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

二次救急の集約というものが、今の現状の中で本当にできるのかということと、それは市民病院への集約ができるかということと、それと医療従事者を確保するのはなかなか困難なのになぜ市内でやらんといけないのかという御質問であったと思うんですが、そのようなことで構いませんか。

私が二次救急に集約する、こだわる理由の一つは、この西予市というのは514平方キロメートルという広大な面積を持っているということ。そして、かつ高齢化率が42%を超える、高齢化率としては高い地域でありますこの西予市で、三次救急に行く高度医療以外の治療を市内で行えるということは、ここで安心して住んでいただける、市民にとって生活していただけるためには、絶対必要であるというものであると考えていることが根本にあります。

そして、野村病院では、今外科系の医師が1名で、内科の先生が大変苦勞して見ていただいているんですけども、それで対応できない場合は、市民病院や市立宇和島病院へ二次救急の段階でも回さないといけないというような状況があります。そして、その市立病院は、もう議員も御承知のように、南予の三次救急の拠点病院であります。例えば今後この西予市の二次救急というものがなくなれば、やはり宇和島市立病院とか八幡浜・大洲圏内に依存せんといいんと思うわけでございますけ

れども、例えば宇和島市立病院、これ以上負担をかけると、今でも三次救急が維持できにくい、そういうスタッフが、宇和島市立病院でもそろにくい現状がございまして、なかなか南予の三次救急の拠点として運営できないということがあります。また、八幡浜・大洲地区につきましても、これ以上の負担というものはできないという現状があります。そういう中でありますことも含めて、やはりこの西予市内で二次救急の分野においては成立をさせたいというのが私の強い思いであります。そのためには、医師、看護師、医療スタッフが不足する中で、市民病院、野村病院の機能分担、役割を明確にして、先ほども申しましたように、スタッフをある程度市民病院に集約をするということが必要であると考えております。

広大な面積を持つ西予市で二次救急の対応ができる環境を整えまして、市民の皆さんが安心して医療が受けられる体制というものをぜひ構築したいと思っておりますし、消防の三瓶分署の分が、令和7年4月から西予市消防になるということで、そうなるも救急についても心配だという声もありました。市民病院が中心になってそれを受け入れる体制を1日も早くつくり上げていきたいと、そのように思っておりますし、今から行く副市長を先頭にする病院の幹部や各部署の代表者による検討委員会においても、その辺りは論議が深まっていたきたいなという一つであります。

そして、市民病院が中心にはなりませんけれども、三瓶で、例えば八幡浜市立病院で治療を受けられておられてとか、何かそっちのほうにどうしても行きたいというときには、西予市の管轄になってもそれはできるという話も聞いてますんで、そのところは御理解をいただきたいなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山本英明さん。

○9番山本英明君

先ほどから市長もおっしゃられました医療体制を守るための指定管理の導入の方法の一つだと言われて、市民への啓発等は、パブリックコメント

や市民説明会等を行われると言われて、安心といえますか、一安堵しておるところですけど、職員の方々が非常に御心配されておるといふふうに思うんですけども、職員の方々にスポットを当てられた、職員の方々との意思の疎通といえますか、今後の方策といえますか、どのようにされていかれるのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の処遇につきましてお答えさせていただきますと思います。

これにつきましては、これまでの説明会でもこちらのほうから説明させていただいておりますけれども、基本的には指定管理に移った場合は公務員としての身分は失うこととなります。協会に身分を移していただきましてそのまま施設のほうに残っていただきたいということが、まずもってこちらとしてはお願いをしたいところでございます。そのための交渉といえますか、条件整備につきましては、基本的には組合を通じて、それぞれのところでの御意見、御要望等を聞いた上で、市といったしましても協会と具体的な処遇についての調整をしてみたいと思います。

職員に対しましては、先ほどの組合を通じてという部分等含めまして、説明会等はまた随時行ってまいりまして、御理解をいただくように考えております。

なお、地域医療振興協会の給与体系につきましては、独立行政法人の国立病院機構という日本最大の病院ネットワークが用いられておる給料表と同じような給料表を使われているというふうに聞いております。したがって、給与体系そのものでいきますと大きな遜色はないのではないのかなというふうには考えておりますが、具体的には今後、協会とその辺りの情報収集をしていながら、処遇についての条件整備は行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山本英明君。

○9番山本英明君

処遇について、給与体系について、もうそのほかの面でもあると思うんですが、非常に不安、我々も見ていて不安を感じるところでありますけれども、生活がかかっておることですので、不安にならないような方策、そして、できるだけ残っていただく、できるだけといえますか、ほとんど残っていただくような手だてといえますか、そういうものを手厚い気持ちで、熱い気持ちで頑張っていたらというふうに思っております。お願いします。

以上です。

○小玉議長

質問ですか。

〔「いえ、お願いします」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

予算書の12ページの節区分のところ、節区分の3番で旅費交通費118万2000円が計上されております。これは先進地への視察かなと思うんですけども、もし視察であれば、何カ所ぐらい予定されているのか。そして何人ぐらいで行かれるのかお知らせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

基本的には先進地の視察を予定いたしております。回数的には3回ぐらいを予定しております。人数につきましては、今の予定では5人を予定いたしております。それと別に、地域医療振興協会との、先ほどから説明しております実施計画の協議の旅費も組んでおりまして、それは2回を予定いたしております。その合算での金額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

その視察ですけれども、地域医療振興協会以外のところへも視察されるということでもよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

そのとおりでございます。地域医療振興協会が運営してる、受けてるところの関連の施設ということでございます。すいませんども。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

確認ですけれども、協会が、83 施設の中ということですよ。それ以外はないということでもよろしいんですか。

希望ですけれどもそれ以外のところもしあればぜひ見ていただきたいなと思っておりますんで、今回の3回の予算じゃなくても、今からの協議の中で必要と思えば、ぜひそういうところも見てしっかり対応していただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

貴重な御意見ありがとうございます。また検討してまいりたいと思います。

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 49 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認め、議案第 49 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 49 号「令和 5 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 49 号「令和 5 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」は賛成多数によって可決となりました。

（日程 7）

○小玉議長

次に、日程第 7、発議第 4 号「地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本年 3 月 30 日付の総務省通知において、公立病院医療提供体制確保支援事業における専門的支援を受けることが決定され、今後、西予市は、公益社団法人地域医療振興協会と事業実施に向け運営方法等を検討することになります。

そこで、西予市議会では、西予市民の地域医療体制等の確保を図り、今後の西予市立病院及びつくし苑等の在り方を調査研究することを目的とした 9 名の委員で構成する地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会を設置し、これに付託して調査を終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続調査することにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、本案については、9 名の委員で構成する地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続調査することに決定いたしま

した。

次に、選任第1号「地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の選任」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8号第1項の規定により、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員に、1番和气数男君、3番信宮徹也君、5番加藤美香君、6番中村一雅君、8番佐藤恒夫君、9番山本英明君、13番井関陽一君、16番兵頭学君、18番酒井宇之吉君、以上9名を指名いたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の諸君は直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時43分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前11時53分）

特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長に兵頭学君、副委員長に加藤美香君。

以上のとおりであります。

以上で本日の臨時会の日程は全て終了いたしました。

これをもって令和5年第2回西予市議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 小玉 忠重

同 議員 山本 英明

同 議員 竹崎 幸仁

付 録

令和5年第2回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第 1号	専決処分第1号の承認を求めることについて	05. 4. 28	原案承認
承認第 2号	専決処分第2号の承認を求めることについて	05. 4. 28	原案承認
承認第 3号	専決処分第3号の承認を求めることについて	05. 4. 28	原案承認
承認第 4号	専決処分第4号の承認を求めることについて	05. 4. 28	原案承認
議案第 48号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第2号)	05. 4. 28	原案可決
議案第 49号	令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	05. 4. 28	原案可決
発議第 4号	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会の設置について	05. 4. 28	原案可決
選任第 1号	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員の選任	05. 4. 28	議長指名
【地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
◎兵頭 学 ○加藤 美香 和気 数男 信宮 徹也 中村 一雅			
佐藤 恒夫 山本 英明 井関 陽一 酒井宇之吉			